ロ　タイル仕上げ（湿式工法）の場合	下地材まで到達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落	計測又は目視
	複数のタイルにまたがったひび割れ又は欠損	計測又は目視
	仕上材の著しい浮き	打診又は目視
ハ　塗壁仕上げの場合	下地材まで到達するひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落	計測又は目視
	仕上材の著しい浮き	打診又は目視
ニ　その他の仕上げの場合	イからハまでの場合における劣化事象等に準じるもの	イからハまでの場合における方法に準じるもの
五　バルコニー（対象住宅が共同住宅等である場合にあっては、バルコニー及び共用廊下）	支持部材又は床の著しいぐらつき、ひび割れ又は劣化（さび汁、白華又は鉄筋の露出を含む。）	計測又は目視
六　内壁	幅〇．五ミリメートル以上のひび割れ	計測又は目視
	深さ二十ミリメートル以上の欠損	計測又は目視
	コンクリートの著しい劣化	打診又は目視
	さび汁を伴うひび割れ又は欠損（白華を含む。）	目視
	鉄筋の露出	計測又は目視
七　天井	コンクリートの著しい劣化	目視
	さび汁を伴うひび割れ又は欠損（白華を含む。）	目視
	鉄筋の露出	目視

2　調査者は、対象住宅が大規模住宅である場合には、前項のほか、鉄筋の本数及び間隔について、次に掲げる方法により、構造耐力上問題のある不足が認められるかどうかを調査するものとする。ただし、住戸型調査にあっては、調査することを要しない。

一　電磁波レーダ法又は電磁誘導法による調査を行うこと。

二　前項の表中第二号から第四号までの部位について、第四条第三項第二号ロに定める階の各二箇所を調査すること。

三　第一号の調査の結果と新築時の設計図書等との照合その他の方法により、鉄筋の本数が明らかに少ない状態と認められるかどうかを調査すること。

3　調査者は、対象住宅が大規模住宅である場合には、前二項のほか、コンクリートの圧縮強度について、次に掲げる方法により、構造耐力上問題のある不足が認められるかどうかを調査するものとする。ただし、平成十一年五月一日以降に確認済証の交付を受けた対象住宅の住戸型調査にあっては、調査することを要しない。

一　日本工業規格Ａ一一五五による反発度の測定結果に基づく推定又は日本工業規格Ａ一一〇七による試験を行うこと。

二　住戸型調査にあっては、外壁について、最下階及び最下階から数えて二の階の各一箇所を調査すること。

三　住棟型調査にあっては、第一項の表中第一号、第四号及び第六号の部位について、第四条第三項第二号ロに定める階のそれぞれ南面及び北面の各一箇所を調査すること。

四　日本工業規格Ａ一一〇七による試験を過去に実施している場合において、調査結果が信頼できるものと認められるときは、その調査結果を活用することができるものとすること。

4　調査者は、対象住宅が小規模住宅である場合には、第一項のほか、基礎（立ち上がり部分を含む。）に係る劣化事象等があった場合に限り、第二項の規定による調査を行うものとする。

（鉄筋コンクリート造等の対象住宅のうち雨水の浸入を防止する部分に係る調査）

第十条　調査者は、鉄筋コンクリート造等の対象住宅のうち雨水の浸入を防止する部分に係る調査として、次の表の（い）欄に掲げる部位における（ろ）欄に掲げる劣化事象等の有無について、（は）欄に掲げる方法により調査するものとする。

（い）部位	（ろ）劣化事象等	（は）方法
一　外壁（開口部、笠木、バルコニーその他の部位との取り合い部分を含む。）	シーリング材の破断又は欠損	目視
	建具の周囲の隙間又は建具の著しい開閉不良	目視又は操作
二　内壁	雨漏りの跡	目視
三　天井	雨漏りの跡	目視
四　屋根	著しい防水層のひび割れ、劣化若しくは欠損又は水切り金物等の不具合	目視

（対象住宅の耐震性に関する書類の確認）

第十一条　調査者は、対象住宅が次の各号のいずれかに該当するかどうかを確認するものとする。

一　昭和五十六年六月一日以降に確認済証の交付を受けた既存住宅（建設工事の完了後に構造耐力上主要な部分に影響を及ぼす工事その他の行為が行われたと認められるものにあっては、建築物の構造耐力に関する基準及び制限に適合することが確認できるものに限る。）

二　前号以外の既存住宅であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律第十七条第三項第一号の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（平成十八年国土交通省告示第百八十五号）に適合することが確認できるもの（その適合後に構造耐力上主要な部分に影響を及ぼす工事その他の行為が行われたと認められるものにあっては、建築物の構造耐力に関する基準及び制限に適合することが確認できるものに限る。）

2　前項の規定による確認は、同項第一号に係る確認にあっては第一号から第五号までに掲げる者、同項第二号に係る確認にあっては第三号から第六号までに掲げる者が発行した書類の確認をもって行うものとする。

一　建築基準法第二条第三十五号に規定する特定行政庁

二　建築基準法第七条第四項に規定する建築主事等

三　建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関

四　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関

五　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人

六　建築士法第二条第一項に規定する建築士

附　則

この告示は、公布の日から施行する。